



平成 27 年 5 月 22 日

陸上貨物運送事業労働災害防止協会京都府支部南地域

伏見分会 分会長 内藤 晴之 殿

洛南中央分会 分会長 藤田 博 殿

城南分会 分会長 伊庭 孝明 殿

京都南労働基準監督署長



### 労働災害防止の要請について

薫風の候、貴職におかれましては、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。日頃は、労働基準行政の推進にご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当署管内における運輸業の平成 26 年の労働災害の発生件数は、休業 4 日以上が 163 件（死亡 2 名含む）と前年に比べ 28 件（20.7%）と大幅に増加し、過去 5 年間で最悪の数値となりました。また、平成 27 年に入ってもこの傾向は続いており、平成 27 年 4 月現在、前年同期比で 8 件（20.5%）の増加となるなど、誠に憂慮すべき状況となっています。

平成 25 年からスタートした第 12 次労働災害防止計画では「平成 29 年までに労働災害による死傷者数を平成 24 年と比べ 10%以上減少させる（陸上貨物運送事業）」ことを目標としており、目標達成に向けた取組を一層強化する必要があります。

つきましては、労働災害防止を図るため、貴団体の加盟事業者に対し、別紙の取組を行うよう周知をお願いいたします。

なお、今年度は貴団体と当署の安全合同パトロールを計画しておりますので、積極的な参加についてもよろしくをお願いいたします。

問合せ先

〒612-8108

京都市伏見区奉行前町 6

京都南労働基準監督署

安全衛生課 河野（かわの）

TEL 075-601-8323



(別紙)

- 1 経営トップによる安全への所信表明
- 2 経営トップを含めた安全衛生管理体制の確立
- 3 安全パトロールによる職場の総点検の実施
- 4 荷役作業中の荷台等からの墜落・転落防止対策の徹底
- 5 交通労働災害防止対策
  - (1) 適正な走行計画の策定による運転者への負担の軽減
  - (2) 交通危険マップ等による危険情報の共有
  - (3) 点呼時の交通KY活動による安全意識の高揚
- 6 荷主との合同による荷役作業現場の安全点検及び改善の実施
- 7 適正な労働時間等の管理及び走行管理の実施
- 8 転倒災害防止対策の取組
- 9 その他安全意識の高揚に関する取組
  - (1) ゼロ災3ヶ月運動への参加
  - (2) 京都安全衛生大会への出席(7月1日)

# 京都南署地域の業種別労働災害発生状況 平成26年 (対前年比較)

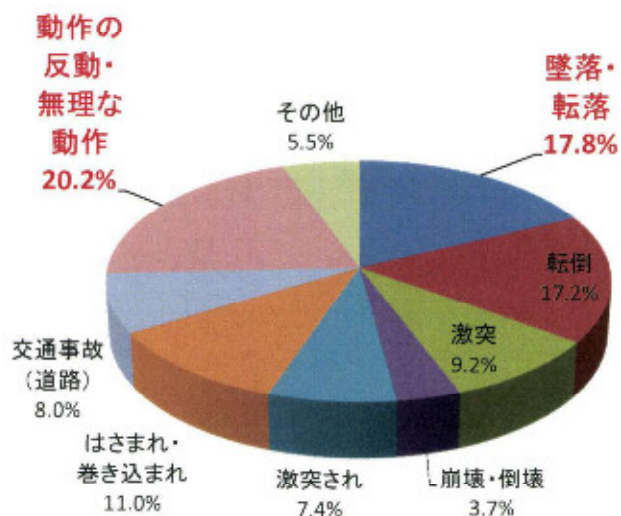
京都労働局

業種	休業4日以上之死傷災害				死亡災害		
	26年	25年	対前年増減	増減率(%)	26年	25年	対前年増減
全産業	750	814	-64	-7.9	10	8	2
製造業	183	236	-53	-22.5	1	3	-2
鉱業	1	2	-1	-50.0			
建設業	95	92	3	3.3	3	1	2
<b>運輸業</b>	<b>163</b>	<b>135</b>	<b>28</b>	<b>20.7</b>	<b>2</b>	<b>1</b>	<b>1</b>
農林・畜産・水産業	20	19	1	5.3			
商業	108	106	2	1.9	3		3
金融・広告業	5	5	±0	—			
保健衛生業	73	102	-29	-28.4			
接客娯楽業	41	41	±0	—			
清掃・と畜業	32	33	-1	-3.0		1	-1
その他	29	43	-14	-32.6	1	2	-1

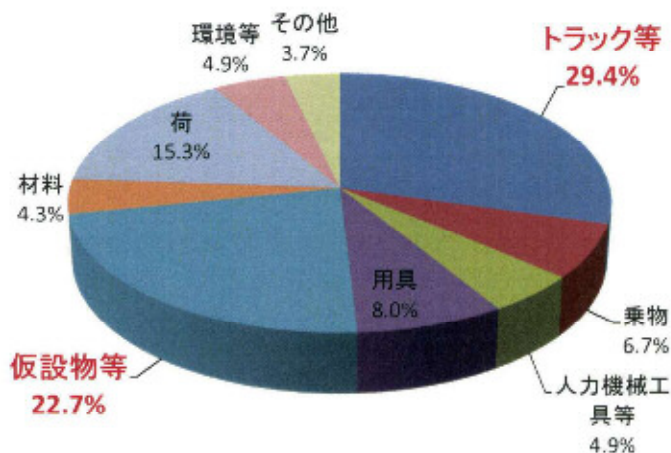
※ 休業4日以上之死傷災害数は労働者死傷病報告による。死亡災害数は死亡災害報告による。

## 運輸業における休業4日以上(163件)のグラフ

事故の型別(運輸業)



起因物別(運輸業)



# 京都南署地域の 運輸業 における 死亡災害一覧

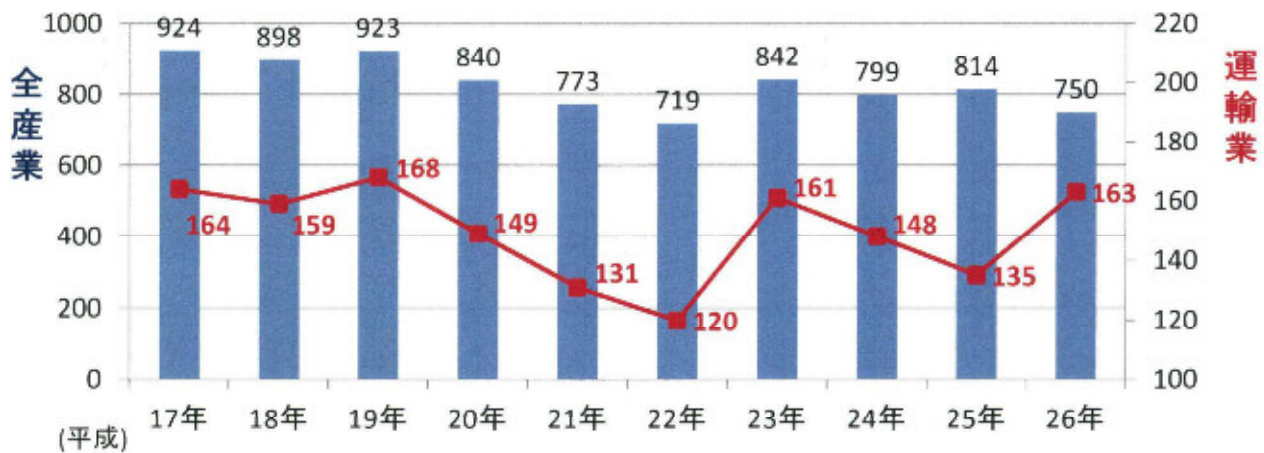
## 平成26年

京都南労働基準監督署

No	災害発生日時	業種	起 因 物	事故の型	被災者概要 事業規模	災 害 の 概 要
1	6月 6時	運輸業 (一般貨物自動車運送業)	動力運搬機 (トラック)	激突され	男 40代 30~49人	コンビニエンスストア前の側道に貨物自動車を停車させて店内で買い物をしていた被災者は、貨物自動車が動いていることに気づいたため、あわてて車の前に回り込んだところ、電柱と貨物自動車に体を挟まれ、死亡した。
2	10月 5時	運輸業 (一般貨物自動車運送業)	動力運搬機 (トラック)	交通事故 (道路)	男 40代 30~49人	国道を4tトラックで南進中の被災者が、道路左脇のガードレールに激突し、その後、バス停に停車中の大型トラック後部に追突し、死亡した。

[全産業 10 のうち 運輸業 2]

### 京都南署地域の 過去10年間の労働災害発生状況 (全産業・運輸業)



労働災害防止活動等に関連する各種リーフレットは、厚生労働省のホームページからダウンロードが可能ですので、ご参照ください。

検索サイトで:

店主等(店主、配達先、元請け事業者等)の皆様へ

#### 荷役作業での労働災害を防止しましょう!

「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」のご案内

労働災害は高頻的に発生し続けておりますが、陸上貨物運送事業については、過去20年間、減少傾向が見られます。  
特に、荷役作業での労働災害は、毎年1万件近く発生しており、労働災害全体の1割に達しようとしています。しかも、その大半での労働災害の3分の2は発生先で発生し、そのうち約8割は貨物自動車の運転者や荷役作業員です。

そこで厚生労働省では、貨物自動車の運転者などが行う荷役作業における労働災害の防止を目的として、「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」を策定しました。

事業者等向けに、荷役作業の安全対策を講じることが困難な中で、店主等(店主、配達先、元請け事業者等)の皆様も、陸運事業者と連携して、労働災害の防止に取り組んでいただくようお願いいたします。

#### 陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン

このガイドラインは、陸運業に従事する労働者の荷役作業での労働災害を防止するために、陸運事業者、店主、配達先、元請け事業者などが取り組むべき事項を具体的に示したものです。

陸運事業者は、このガイドラインを指針として、労働災害防止の積極的な取組に努めることが求められます。

また、店主・配達先・元請け事業者の皆様も、このガイドラインを指針として、陸運事業者が実施する労働災害防止に必要な事項の実施に協力する必要があります。



厚生労働省 都道府県労働局 労働基準監督署

陸上貨物運送事業者の皆様へ

#### 荷役作業での労働災害を防止しましょう!

「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」のご案内

労働災害は高頻的に発生し続けておりますが、陸上貨物運送事業については、過去20年間、減少傾向が見られます。  
特に、荷役作業での労働災害は、毎年1万件近く発生しており、労働災害全体の1割に達しようとしています。しかも、荷役作業での労働災害の3分の2は発生先で発生し、そのうち約8割は貨物自動車の運転者や荷役作業員です。

そこで厚生労働省では、貨物自動車の運転者などが行う荷役作業における労働災害の防止を目的として、「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」を策定しました。

運送事業者の積極的な取組と協力して、労働災害の防止に取り組んでいただきますようお願いいたします。

#### 陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン

このガイドラインは、陸運業に従事する労働者の荷役作業での労働災害を防止するために、陸運事業者、店主、配達先、元請け事業者などが取り組むべき事項を具体的に示したものです。

陸運事業者は、このガイドラインを指針として、労働災害防止の積極的な取組に努めることが求められます。

また、「運送の形態、道の距離、荷役時間や場所・設備などが異なる場合が多い」「荷主としての荷役作業については、労働者に指導・指示や支援をしにくい」といった荷役作業の特徴を踏まえ、店主等(店主、配達先、元請け事業者等)にも荷役作業の安全対策について協力をお願いしています。



厚生労働省 都道府県労働局 労働基準監督署

自動車の運転を行われる事業者、店主・元請け事業者の皆様へ

#### 交通労働災害を防止しましょう!

「交通労働災害防止のためのガイドライン」のポイント

交通労働災害は、全産業に占める死亡災害のうち、2割以上を占め、労働災害防止上の重要な課題となっています。  
平成24年4月に発生したツアーバスによる重大事故を受け、厚生労働省では、「交通労働災害防止のためのガイドライン」を策定しました。

このガイドラインは、労働安全衛生法および「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」とともに、交通労働災害の防止を図るための指針となるものです。



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

京都南労働基準監督署管内の業種別労働災害発生状況

平成27年速報 4月末現在 (対前年同期比較)

京都南労働基準監督署

業種	休業4日以上死傷災害				死亡災害		
	27年	26年	対前年増減	増減率(%)	27年	26年	対前年増減
<b>全産業</b>	<b>176</b>	<b>167</b>	<b>9</b>	<b>5.4</b>	<b>2</b>		<b>2</b>
<b>製造業</b>	<b>38</b>	<b>40</b>	<b>-2</b>	<b>-5.0</b>	<b>1</b>		<b>1</b>
食料品製造業	14	14	±0	—			
繊維工業・繊維製品製造業	1	4	-3	-75.0			
木材・木製品・家具等製造業	2	2	±0	—			
パルプ・紙・印刷・製本業	5	2	3	150.0			
化学工業	4	2	2	100.0			
窯業土石製品製造業	5	2	3	150.0			
鉄鋼・非鉄金属製造業	0	2	-2	-100.0			
金属製品製造業	1	3	-2	-66.7			
一般機械器具製造業	2	3	-1	-33.3			
電気機械器具製造業	0	1	-1	-100.0			
輸送用機械等製造業	0	1	-1	-100.0			
電気・ガス・水道業	0	0	±0	—			
その他の製造業	4	4	±0	—	1		1
<b>鉱業</b>	<b>1</b>	<b>1</b>	<b>±0</b>	<b>—</b>			
<b>建設業</b>	<b>14</b>	<b>21</b>	<b>-7</b>	<b>-33.3</b>	<b>1</b>		<b>1</b>
土木工事業	6	5	1	20.0	1		1
建築工事業	7	14	-7	-50.0			
木造家屋等建築工事業	2	5	-3	-60.0			
その他の建設業	1	2	-1	-50.0			
<b>運輸業</b>	<b>47</b>	<b>39</b>	<b>8</b>	<b>20.5</b>			
鉄道等・道路旅客運送業	8	4	4	100.0			
道路貨物運送・陸上貨物取扱業	39	35	4	11.4			
その他の運輸交通・港湾運送業	0	0	±0	—			
<b>農林・畜産・水産業</b>	<b>3</b>	<b>4</b>	<b>-1</b>	<b>-25.0</b>			
林業	1	1	±0	—			
<b>商業</b>	<b>29</b>	<b>25</b>	<b>4</b>	<b>16.0</b>			
小売業	19	21	-2	-9.5			
金融・広告業	2	2	±0	—			
保健衛生業	8	8	±0	—			
社会福祉施設	7	7	±0	—			
接客娯楽業	6	11	-5	-45.5			
旅館業	0	0	±0	—			
飲食店	6	8	-2	-25.0			
ゴルフ場の事業	0	3	-3	-100.0			
<b>清掃・と畜業</b>	<b>11</b>	<b>7</b>	<b>4</b>	<b>57.1</b>			
ビルメンテナンス業	5	5	±0	—			
<b>その他</b>	<b>17</b>	<b>9</b>	<b>8</b>	<b>88.9</b>			
警備業	3	3	±0	—			

※ 休業4日以上死傷災害数は労働者死傷病報告による。 死亡災害は死亡災害報告による。

# 平成27年4月末 速報 業種別 労働災害発生状況

京都南労働基準監督署

対前年  
同期増減

全産業 176 人 〔前年増減 9 人〕	製造業	38 人	-2
	鉱業	1 人	0
	建設業	14 人	-7
	運輸業	47 人	8
	農林・畜産・水産業	3 人	-1
	商業	29 人	4
	金融・広告業	2 人	0
	保健衛生業	8 人	0
	接客娯楽業	6 人	-5
	清掃・と畜業	11 人	4
	その他	17 人	8

